

## 本日の会議に付した事件

令和7年第1回山元町議会定例会（第1日目）

令和7年2月28日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 提出議案の説明  
日程第 4 議案第5号 山元町空家等の適切な管理に関する条例

---

午前10時00分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから、令和7年第1回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（菊地康彦君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、11番岩佐孝子君、12番伊藤貞悦君を指名します。

---

議 長（菊地康彦君）日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期はお手元に配付の会期日程（案）のとおり本日から3月21日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの22日間に決定いたしました。

---

議 長（菊地康彦君）これから、議長諸報告を行います。

議長諸報告はお手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。議長諸報告を終わります。

---

議 長（菊地康彦君）日程第3．提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等31件を山元町議会先例66番により一括議題といたします。町長橋元伸一君、登壇願います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。皆さんおはようございます。

本日ここに、令和7年第1回山元町議会定例会が開会され、令和7年度一般会計当初予算案をはじめとする各種提出議案をご審議いただくに当たり、町政運営の考え方と各議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

東日本大震災の発災から14年目を迎ようとしておりますが、町民の皆様のご支持を得て、私が山元町長として町政の重責を担ってから、間もなく4年目を迎えます。

この間、私は公約に掲げた5つの柱を政策の基本とし、町民の皆様の思いを絶えず町政に生かすよう邁進してまいりましたが、昨年はこれまで取り組んできた様々な施策が具現化し、私が目指す町民が「主人公のまち・山元町」に向け、着実に歩みを進めた1年であったと感じております。

昨年春には、これまでの移住・定住施策や子育て支援施策の充実など、人口減少対策の継続的な取組により、民間の有識者グループ人口戦略会議による最新の分析で、本町は消滅可能性自治体から脱却した数少ない自治体の一つとなりました。

また、夏の風物詩である「第7回やまもとひまわり祭り」は、晴天にも恵まれ、前年を上回る約8万3,000人もの方々にお越しいただいたほか、町のランドマークである「やまもと夢いちごの郷」では、認知度の向上や品ぞろえの充実により、来場者数が延べ300万人を達成するなど、交流人口の拡大を牽引する大きな役割を担っております。

さらに11月には全国の皆様からの心温まるご支援をいただいた町指定文化財である仙台藩伊達家ゆかりの茶室「大條家茶室 此君亭」の修復が完了し、一般公開を開始するなど、町にはにぎわいと活気があふれております。

さて、本年は山元町が誕生してから70周年を迎えた節目の年であります。

今年1月には、町民バスぐるりん号の運行を見直し、新たな形態での実証運行を開始したほか、さらなる活力創造に向け改修を進めている深山山麓少年の森についても間もなく施設が完成し、今年7月にリニューアルオープンする予定であります。

また、旧坂元中学校事業においても、入居する各事業者により、クラフトビールの醸造所や焼き菓子の製造施設の操業が予定されており、これら資源を本町のにぎわいの拠点として生かしながら、町内を周遊できるネットワークを構築してまいります。

巳年は再生と変化の年と言われておりますが、この節目の年を町の未来に向け、新たな挑戦と革新を進め、町の魅力をさらに高めていくための機運をつくる絶好のチャンスと捉え、引き続き、「誰もが安心・安全に暮らし、希望を持ち笑顔が輝く、誰一人として取り残さない、町民が主人公のまち・山元町」の実現に向け、しなやかで豊かな発想を持って全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、これまで以上のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、最近の町政運営等の取組についてご報告申し上げます。

初めに、復興公営住宅の家賃減免措置についてですが、本町ではこれまで、被災者の生活再建の現状や今後の住宅行政の財源確保の見込み等を踏まえ、低所得世帯及び収入超過世帯について、入居後、12年目まで家賃の減免を継続し、13年目以降は段階的に本来の家賃へと引き上げていくこととしておりました。

しかしながら、近年、物価高騰の影響が社会問題化しており、近隣自治体の動向等も踏まえて検討した結果、その対策として、迅速な支援を行うため、特に家計への負担が大きい低所得世帯を対象に、減免期間を1年間延長する方針へと変更いたしました。

次に、初の試みとして、先月29日、人材確保が課題の地元企業と、地元での就職を考えている求職者とのマッチングを目的とし、亘理町の悠里館を会場に「2025合同企業説明会」が開催されました。

本事業は県からの委託を受け、みやぎシゴトサポートセンター大河原が主催し、亘理山元商工会が共催、亘理・山元両町が後援という形で開催しております。

説明会当日は、町内企業5社を含む7社の企業が設けたPRブースに、30名を超える方々が参加しており、各社の採用担当者と求職者が、仕事内容や職種、雇用形態等を相談するなど、活発な意見交換が行われたと伺っております。

町といたしましては、今後も同センターをはじめ、関係機関と情報の共有を図りながら、町内での企業説明会の開催について提案するなど、地元企業や仕事を求める方々に対し、継続的な支援に取り組んでまいります。

次に、企業誘致関係についてですが、今月4日、愛知県名古屋市を会場に、宮城県企業立地セミナーが開催され、本町の立地企業に対する各種支援制度の内容や、県内トップレベルの定住支援策、温暖な気候や町の特産品など、町の特徴や投資環境等についてPRしてまいりました。

また、会場には県内の豊富な食材を使用した料理が並べられ、本町からは旬の特産品である大粒の、真っ赤なイチゴを提供し、振る舞ったところであります。

引き続き、このような機会を通じ、多方面において町の認知度向上と積極的な誘致活動に努めてまいります。

次に、宮城県及び福島県の市町村等水道事業者による人工衛星を用いた漏水調査業務についてですが、今月10日、宮城県庁を会場に関係水道事業者の首長による基本合意締結式が開催されました。

本事業は、これまで各自治体が個別に実施していた水道の漏水調査を共同で発注することに加え、人工衛星を活用した効率的な調査手法を取り入れることにより、社会問題となっている水道管等の劣化の早期発見につながるほか、スケールメリットによるコスト削減や業務時間の短縮の効果により、本町の水道事業のさらなる効率化が見込まれます。

また、来月14日には、同じく宮城県庁を会場に、福島県の相馬地方広域水道企業団との相互連携協力に関する協定を締結する予定であります。

本協定については、東日本大震災や福島県沖地震による長期断水を教訓に、水源の確保と迅速な水の供給を図るため、令和4年度から宮城県の主導により広域連携に関する意見交換会を毎年開催し、検討を重ねてきた結果であり、町民の皆様に一層の安心を提供できるものと期待しております。

次に、この2月で開業から6年を迎えた「やまもと夢いちごの郷」についてですが、今月22日から24日までの3日間、町制施行70周年記念6周年記念感謝祭が開催され、町内外から多くの買物客でにぎわいました。

当日は、完熟イチゴや取れたてのホッキ貝が安価で販売され、買い求める来場者で長蛇の列ができるなど、大盛況の3日間となりました。

今後も施設を管理・運営する株式会社やまもと地域振興公社をはじめ、関係団体の方々や、日々、新鮮で良質な品物を出荷いただいております生産者の皆様方とともに、より多くの方々に愛されるやまもと夢いちごの郷となるよう連携を強化してまいります。

続いて、町内における道路等整備事業の動向について申し上げます。

初めに、県が実施する事業についてですが、県道角田山元線、久保間地内における道路路面災害防除工事を実施してはりましたが、昨年12月末までに全て完了してござい

す。

また、戸花川のしゅんせつについては、上流部に当たる真庭地内の一部において、1月中にしゅんせつ作業を実施し、今年度の対応が完了したと伺っております。

次に、町発注の事業ですが、現在施工中であるつばめの杜北線、上平浜原線、真庭千保田線の全ての路線について、年度内に工事が完了する見込みであります。

最後に、施設全体のリニューアルを行う深山山麓少年の森拡張・改修工事についてですが、今月末時点の工事の進捗率は、約80パーセントとなっており、現在は、イベント広場や芝生広場等の整備を行っているところであります。

工事期間中も深山への登山や駐車場の利用は可能としておりますが、今後、舗装工事や植栽工事等を進める予定であり、一時的に利用できなくなる場面が想定されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本施設については、住民サービスの向上とコスト節減を目的に、地元団体に施設の管理を委託する予定であり、今議会に施設の指定管理者を指定する議案を上程しておりますので、特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

以上、最近の町政運営等に係る主な取組についてご報告申し上げます。

次に、当初予算編成に当たっての基本方針についてご説明申し上げます。

令和7年度は、山元町誕生から70周年を迎えた節目の年であるとともに、これまで3年間、着実に取り組んできた各種政策が結実する実りの年と受け止めております。

新年度予算には、防災行政無線の更新や深山山麓少年の森の拡張・改修など、令和7年度中に完成が見込まれる各種施設整備に係る経費をはじめ、小・中学校給食費の無償化の継続や、持続可能な運行形態を目指す町民バスの実証運行など、公約の具現化に係る経費を計上しております。

また、住民ファーストのスマート役場を目指すため、各種行政手続や公共施設の予約等をオンライン上で可能とする新たなサービスを展開するための経費も盛り込んでおります。

さらには、限りある財源を有効に活用し、各行政区をはじめ町民の皆様方からいただいた様々な要望や、懸案となっている道路や河川、排水路等、身近な生活環境整備にも可能な限り予算に計上いたしました。

引き続き、町民の皆様からの声に耳を傾け、積極的に施策に反映するとともに、公約の完遂に向け、引き続き全力を傾注してまいりますので、繰り返しになりますが、これまで同様、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、各会計の当初予算案及び主要施策の内容等について申し上げます。

議案第26号令和7年度山元町一般会計予算（案）について申し上げます。

初めに、歳入予算の概要についてですが、町税については、震災関連の減免適用が段階的に終了すること等により、全体では前年度対比で5.3パーセント増の約13億4,000万円を見込んでおります。

また、地方交付税は、国の地方財政計画に基づき普通交付税の増加が見込まれるほか、特別交付税についても地域おこし協力隊のさらなる制度拡充等に伴う増額により、全体では前年度対比で5.5パーセント増の約29億1,000万円が見込まれております。

一方で、町債については、引き続き深山山麓少年の森拡張・改修工事や、防災行政無線更新事業に大きな発行が見込まれますが、町指定文化財大條家茶室等修復・活用事業

が皆減になったほか、道路整備事業等の優先順位を検討したこともあり、全体では前年度対比で32.8パーセント減の、約5億6,000万円となりました。

次に、歳出予算における主要施策についてですが、第6次総合計画に掲げる5つの基本方針に沿って、私の公約や新規事業を中心にご説明申し上げます。

第1に、「健やかな暮らしをともに支えるまちづくり」についてであります。

子育てや家庭等に対して不安や負担を抱える子育て家庭を訪問支援員が定期的に訪問し、妊産婦等の不安や悩みを傾聴し解消する子育て世帯訪問支援事業に新たに組み込んでまいります。

また、本町の保育機能の一翼を担っていただいている小規模保育事業所に対しては、経営の安定化を図るため、運営補助金の交付を継続するとともに、町内児童を受け入れていただく民間の児童福祉施設に対し必要な費用を措置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、令和7年度より、幼保連携型認定こども園へ移行する施設が開園し、保育児童の受入れ体制が大幅に拡充したことから、予算を増額しております。

福祉政策においては、高齢者の積極的な社会参画を促し、認知症の予防を図るため引き続き高齢者補聴器購入助成事業を実施するほか、障がい者や多様な価値観を持った人々が年齢や性別、人種や国籍に関わらず活躍の場が得られる社会を目指し、文化芸術やスポーツ活動等を通じた交流にも取り組んでまいります。

第2に、「地域の資源を生かした産業の振興と活力あふれるまちづくり」についてであります。

移住定住施策においては、事業の内容を一部見直し、地域の活性化を図るため、引き続き県内最高水準の移住・定住支援補助金を維持するとともに、町内の民間賃貸住宅に入居する新婚夫婦に対しても将来的な定住につながるよう補助金を交付し、新生活を支援いたします。

本町の地域課題の解決及び地域活性化の一翼を担うことが期待される地域おこし協力隊については、我が町が目指す「人が人を呼ぶサイクルの創出の実現」に向けた各種活動に加え、お試し地域おこし協力隊制度や、地域おこし協力隊インターン制度等を活用し、移住希望者に様々な体験を通じ、本町の魅力や着任後のイメージを持ってもらうことで、最適な人材の確保につなげ、さらなる体制拡充を図ってまいります。

また、クラフトビールや焼き菓子の製造拠点として活用される旧坂元中学校については、空きスペースのさらなる利活用の促進が図られるよう施設利活用事業者の創業を支援してまいります。

農業分野においては、町特産品のリンゴについての栽培用資材や防除薬剤購入経費の支援、また、イチジクなど新たな振興作物の作付を誘導し、山元ブランドを確立するため、苗木購入経費や栽培用資材購入等の支援を継続するほか、引き続き、今後の農業施策の根幹となる農業振興地域整備計画の見直しに取り組んでまいります。

また、林業分野では、町の森林整備の計画策定に当たり、森林所有者の経営意向を収集分析するため、所有者に対する森林現況調査を実施するほか、水産分野では、本町の水産の拠点である磯浜漁港について、今後のライフサイクルコストの低減を図るため機能保全計画の策定に取り組んでまいります。

商工観光分野においては、山元東部地区に広がる広大な畑地を活用して行う「やまも

とひまわり祭り」を引き続き開催し、広く本町の魅力を発信して、認知度の向上と交流人口の拡大を図るとともに、町内に事業所を新設または増設する企業に対し、必要な優遇措置を講じ、立地企業を支援する企業立地・雇用促進奨励金事業についても継続し、さらなる雇用機会の拡大を図るとともに、就業の場の確保に努めてまいります。

第3に、「のびのびと学び、夢と志を育むまちづくり」についてであります。

小・中学校給食費無償化事業については、新年度も継続し、本町の子育て環境の充実にも努めるとともに、魅力ある学校づくりに向けて、学校形態や校地の選定などを盛り込んだ基本構想案の策定を目指す再編小学校検討事業についても、引き続き、重点的に取り組み、今後の学校環境整備の指針を定めてまいります。

また、国のGIGAスクール構想第1期に基づき、全児童生徒を対象に配付した情報端末機器等については、最新の機器に更新し、よりよいデジタル教育環境の整備と学びの実現を図ります。

生涯学習分野においては、にぎわいと活気にあふれるまちづくりに向け、施設の老朽化や駐車場不足の改善とさらなる魅力向上を図るため、施設全体の改修を行う深山山麓少年の森拡張・改修事業が終盤に差しかかり、事業の完遂に向け、鋭意取り組んでまいります。

新たな施設には、100台以上の駐車スペースが整備されるほか、人工芝のそり滑りをはじめ、バーベキュー広場やイベント広場等を設けるなど、子どもから大人まで憩い、楽しめる場として、今年7月にリニューアルオープンする予定であります。

第4に、「快適な生活を支える、コンパクトで安全・安心なまちづくり」についてであります。

初めに、新たな形で実証運行を開始した町民バス運行事業については、町内全域を面でカバーする予約運行型と、利用者が多い区間をカバーする定期運行型の2形態の運行を継続し、町民の移動手段を確保するとともに、実証運行の結果を収集分析し、専門家からのご意見等を踏まえながら、さらなる利便性の向上に向け検討を進めてまいります。

また、町民の安心・安全な暮らしに直結する豪雨水害対策についても、地区懇談会で寄せられたご要望等も踏まえ、年次計画に基づき、河川のしゅんせつ等を進めるとともに、豪雨水害時に繰り返し冠水被害が発生している箇所についても、排水不良箇所の解消に向け、昨年度検討した排水方策の結果を踏まえ、設計業務に着手いたします。

幹線道路の整備については、地域間のスムーズな移動や災害に強い道路ネットワーク形成のため、引き続き計画的に進めることとしており、三線堤として位置づけている町戸花線をはじめ、主要町道の拡幅や歩道整備、居住環境を形成する町道の改良等についても継続して実施いたします。

また、町の将来像を形づくる都市計画マスタープランについては、引き続き計画の改定を進めるとともに、持続可能で安全性の高いまちづくりを実現するため、立地適正化計画の策定や、町営住宅の長寿命化計画の改定にも取り組んでまいります。

防災分野においては、防災行政無線の更新工事を継続するとともに、戸別受信機についても改めて希望する各世帯及び事業者に対し、新たな受信機を貸与いたします。

また、震災の記憶を後世に伝えることを目的に整備された震災慰霊碑「大地の塔」への訪問者等の利便性向上を図るため、施設敷地内に公衆トイレの再建を進めてまいります。

第5に、「質の高い持続可能なまちづくり」についてであります。

喫緊の課題である自治体DX関連事業については、新年度よりデジタル政策推進課を設置し、さらに取組を強化してまいります。

新年度予算では住民向けに携帯端末等のアプリであるLINEを活用し、各種証明書の発行や公共施設の予約手続及びその料金の支払いをオンライン上で完結できるサービスを新たに開始いたします。

また、国が進める自治体システムの標準化事業については、対象となっている住民基本台帳システムなど18業務について、令和7年度から9年度までの3か年で進めることとしており、今年度では、このうち戸籍システム、戸籍附票システム、障害者福祉システムの3つを標準準拠のシステムに移行いたします。

以上、ご提案申し上げます新年度の当初予算は、歳入歳出総額83億9,000万円余となり、本年度の当初予算額と比較し約3億8,000万円、4.8パーセントの増となっております。

次に、特別会計の予算案及び主要施策の内容等について申し上げます。

議案第27号令和7年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（案）についてですが、国民健康保険税については、令和6年度に税率を改正し、安定運営を図っているところではありますが、被保険者数の減少や一人当たりの医療費が高止まりしている影響もあり、財政調整基金残高が減少傾向で推移していることから、新年度賦課分から修正後の税率で予算編成しております。

なお、町独自施策として18歳未満の子ども均等割の軽減と各種検診自己負担分の無料化を継続し、子育て世帯の支援と全世帯の疾病重症化予防に取り組んでまいります。

また、保健事業については、個人で人間ドックを受診した方への費用助成を新規に設け、これまでの取組と併せて生活習慣病予防対策による健康増進を推進してまいります。

ご提案申し上げます新年度の当初予算は、歳入歳出総額17億円余となり、本年度の当初予算額と比較し約6,900万円、3.9パーセントの減となっております。

次に、議案第28号令和7年度山元町後期高齢者医療特別会計予算（案）についてですが、後期高齢者医療制度については、高齢化の進む国内において関心が高くなっている公的医療保険制度の一つとなっており、被保険者数と医療給付費が増加する状況に対応する細かな制度変更が続けられていることを踏まえ、きめ細やかな対応を心がけ、高齢者の方々が健康で安心した生活が送れるよう引き続き丁寧な対応を行ってまいります。

ご提案申し上げます新年度の当初予算は、歳入歳出総額2億4,000万円余となり、本年度の当初予算額と比較し、約1,100万円、5パーセントの増となっております。

次に、議案第29号令和7年度山元町介護保険事業特別会計予算（案）についてですが、新年度については、山元町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の中間年として計画に基づく事業推進と充実を図るため、多様な地域資源の活用や多職種との連携を強化しながら、各種支援と介護予防事業に取り組んでまいります。

また、身体機能の維持・向上など健康保持に関する意識や行動の重要性を様々な事業の取組の中で普及し、健康寿命の延伸やフレイル予防を図りながら、地域包括ケアシステムを推進してまいります。

ご提案申し上げます新年度の当初予算は、歳入歳出総額15億7,000万円余となり、本年度の当初予算額と比較し約6,000万円、4パーセントの増となっております。

す。

次に、企業会計の予算案及び主要施策の内容等について申し上げます。

議案第30号令和7年度山元町水道事業会計予算（案）についてですが、水道事業については、老朽化した水道施設の更新事業を重点的に実施するほか、人工衛星を用いた漏水調査事業を実施してまいります。

初めに、収益的収入では、水道の使用水量減少に伴う水道料金の減等により、総額で本年度より約3,700万円減の3億6,000万円余、収益的支出では、減価償却費及び資産減耗費の減等により、総額で本年度より約1,400万円減の3億7,000万円余を措置しております。

次に、資本的収入では、企業債借入金の増等により、総額で本年度より約800万円増の5,000万円余、資本的支出では、工事請負費の増等により、総額で本年度より約700万円増の1億5,000万円余を措置しております。

次に、議案第31号令和7年度山元町下水道事業会計予算（案）についてですが、下水道事業については、山元浄化センターの改築更新事業を重点的に実施してまいります。

初めに、収益的収入では、他会計補助金の減等により、総額で本年度より約900万円減の5億8,000万円余、収益的支出では、企業債償還利息の減等により、本年度より約400万円減の4億9,000万円余を措置しております。

次に、資本的収入では、企業債借入金の増等により、総額で本年度より約7,500万円増の3億5,000万円余、資本的支出では、企業債償還金の減等により、総額で本年度より約800万円減の4億9,000万円余を措置しております。

続きまして、補正予算関係議案について申し上げます。

議案第20号令和6年度山元町一般会計補正予算（第6号）（案）についてですが、今回の一般会計補正予算は、歳入歳出予算とも、決算見込額の確定に伴う増減や、国県支出金の実績確定に伴う精算金を中心に計上しております。

その他、歳入予算において、国の経済対策に伴う普通交付税、臨時経済対策費を増額したほか、歳出予算においては、道路整備事業や、深山山麓少年の森拡張・改修工事等に関し、新年度予算や繰越し等に係る予算の組替えを行っております。

議案第21号令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）（案）については、決算見込額や、国県支出金の確定により、財源内訳の変更及び予算を増減するもの。

議案第22号令和6年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）については、県支出金の確定により予算を増額するもの。

議案第23号令和6年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）（案）については、決算見込額や国県支出金の確定により、財源内訳の変更及び予算を増減するとともに、不足が見込まれる介護サービス費について増額するもの。

議案第24号令和6年度山元町水道事業会計補正予算（第4号）（案）については、決算見込額の確定に伴い、業務委託に係る請負差額等を減額するもの。

議案第25号令和6年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）（案）については、決算見込額の確定に伴い、業務委託及び工事請負費に係る請負差額等を減額するものがあります。

続きまして、報告関係及び予算外の議決議案について申し上げます。

報告第1号については、町道17号いちご街道線で発生した自動車損傷事故について相手方と和解し、賠償を決定したことを報告するもの。

議案第5号山元町空家等の適切な管理に関する条例については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切な管理が行われていない空き家等に対して講ずる措置等に関する条例を新たに制定するもの。

議案第6号山元町職員の育児休暇等に関する条例及び山元町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

議案第7号山元町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与の改定に準拠し、特別職の給与月額の改定を行うもの。

議案第8号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、改定する特別職の給料との整合性を図るため、議会議員の報酬月額について改定を行うもの。

議案第9号山元町職員の給与に関する条例及び山元町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、人事院の国会及び内閣に対する令和6年8月8日付の国家公務員の給与の改定に関する勧告の趣旨を踏まえ、本町職員の諸手当等の改定を行うため、所要の改正を行うもの。

議案第10号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第11号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険事業特別会計の安定した運営を図り、財政主体である県へ支払う事業費納付金に要する財源を満たす税率に改めるため、所要の改正を行うもの。

議案第12号山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、児童福祉施設の設備運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び子ども・子育て支援法施行規制等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第13号山元町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第14号山元町子育て支援センター条例の一部を改正する条例については、来年度本町に新たな幼保連携型認定こども園が開設されることに伴い、所要の改正を行うもの。

議案第15号山元町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、行政組織機構の再編に当たり、公営企業部局上下水道事業所が建設課と併合されることに伴い、所要の改正を行うもの。

議案第16号山元町深山山麓少年の森設置条例の一部を改正する条例については、山元町深山山麓少年の森の拡張・改修事業に伴い、設備及び使用料について所要の改正を行うもの。

議案第17号公の施設の指定管理者の指定については、山元町深山山麓少年の森の管

理を行う指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるもの。

議案第18号及び19号については、債権の適正な管理を図るため、町営住宅の家賃に係る債権を放棄することについて、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、人事同意等案件について申し上げます。

同意第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現委員の任期満了に伴い、引き続き同氏を任命するに当たり議会の同意を求めるもの。

諮問第1号及び2号については、人権擁護委員の任期満了に伴い、再任者及び後任者を推薦するに当たり、議会の意見を求めるため諮問するものであります。

以上、令和7年第1回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課長等に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地康彦君）以上で、提出議案の説明を終わります。

---

議長（菊地康彦君）日程第4．議案第5号を議題とします。

本案について説明を求めます。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。それでは議案第5号山元町空家等の適切な管理に関する条例について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、全国的な課題となっている、適切な管理が行われていない空き家等への対応について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、本町における生活環境等の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする山元町空家等の適切な管理に関する条例を制定するため、地方自治法の規定に基づき提案するものであります。

お手元に配付の資料No.1、条例議案の概要をご覧ください。

初めに、1、制定内容ですが、適切な管理が行われていない空き家、いわゆる特定空家等が、衛生、景観、防災、防犯等の地域の生活環境に及ぼす影響に鑑み、当該空家等に対する措置に関して必要な事項を定めるものでございます。

次に、2の条文の構成についてですが、条文の構成は全19条の構成となっており、基本的には空家特措法の規定に倣い、町が行う特定空家等に関する措置及びこれに関連する必要な事項について、特措法から抜粋し、極力簡素に構成し、規定するものであります。

それでは、各条項について、主なものを中心にご説明いたします。

まず、第1条については、条例制定の目的、第2条は、用語の定義、第3条に、町の責務、第4条に所有者等の責務を定めております。第5条については、法に定めはございませんが、他自治体の先行事例等を基に町民の皆様に本条例に基づく各種施策や特定空家等の情報提供について協力を求める旨を定めるものでございます。第6条に、空家等対策計画の策定について、第7条に、法定協議会の設置について、第8条には、立入り調査の実施について、第9条に、関連情報の利用等、第10条に、空家等データベースの整備についてそれぞれ定めております。こちらの第6条から第10条に係る内容につきましては、既に空家特措法に基づき、昨年度から実施をしておりますが、特定空家等の認定や措置の前段階として必要な事項であることからここに規定するものです。第

11条から第14条は具体の措置となります。

まず、第11条は、特定空家等及び管理不全空き家等に対し、助言または指導することができるということについて定めるもの。第12条は、特定空家等及び管理不全空家等に対し、必要に応じ勧告することができることについて定めるものとなります。第13条は、特定空家等に対し、特に必要と認める場合、必要な措置を講ずるよう命令することができること及びその際の手続等について定めるもの。第14条は、特定空家等について必要な措置を講じるよう命ぜられた者が、その措置を履行しない場合等において、代執行を行うことができるという旨を定めるものであります。第15条については、この法に定めはありませんが、個人の財産である空き家等への対応については慎重を期す必要があると考えており、特定空家等の認定や代執行の実施に当たっては、あらかじめ専門家や地域の代表等で構成する法定協議会の意見を聴取するという事で定めるものです。なお、措置の実施ですとか最終的な判断決定は町が行うこととなります。第16条は、町長が必要と認める場合、特定空家等に対し、空家特措法に定める緊急代執行を行うことができることを定めるものです。

資料No.1、裏面をご覧ください。

第17条については、緊急代執行等を行った場合の費用の徴収について。第18条については関係機関との連携について、第19条は、委任規定についてそれぞれ定めるものであります。

3の施行期日につきましては公布の日としております。

以上で議案第5号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

---

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はございませんか。

10番齋藤俊夫君の質疑を許します。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。待望といいますかね、待ちに待たっていいですかね、そういう条例がようやく提案されたということで、私は大歓迎でございます。議会に先立ちまして、我々一定のこの条例の関係説明を頂戴したわけでございますけれども、やはりこういう機会にですね、改めてこのここまでの簡単な経緯ですね、これを、少し詳細に確認をしたいというのがまず1点でございます。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。条例制定までの経緯でございますが、もともと空き家問題に関しましては、全国的な課題となっているということで、国において空家特措法の整備等を進めておりましたが、本町におきましては、様々な事情ですね、がありまして少し後発といいますか、遅れ気味にはなっていたと。あわせてですね、地区の行政区長さん等で構成する地元地区からも、空き家問題に関してご要望をいただいたりということが昨年、一昨年ですかね、ございまして、まずは空家等対策計画の策定に取り組んできたところでございます。その内容のやり取りで、その後の具体的な事務の進め方をもやり取りをする中で、本町につきましてはこの条例を制定した上で具体の特定空家等に対する措置を進めたいという旨をご説明してまいりました。

先ほど条文の構成をご説明いたしましたが、特定空家等に対する措置につきましては、空家特措法及び行政代執行法の規定に基づき実施は可能でございます。しかし、これまでご説明してきたとおり、特定空家等に対する措置は個人の財産に大きく影響を及ぼすと、例えば固定資産税の優遇措置の解除、あと最終的には例えば解体、要は滅失とかで

すね、そういった影響を及ぼしますので、慎重に対応する必要があると考えており、条例制定を通じて、議会の皆さんの同意、町民の皆さんからもご理解を得たいということで制定したいということで説明してまいりました。本町におきましてもこういった姿勢を示すことで、特定空家等への措置を具体的に進めるということと併せて、本来の姿である所有者等の方に適切な管理をしていただきたいという意味も含めて今回の制定に至っているということでございます。よろしく願いいたします。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。趣旨というよりはですね、全協でご説明いただきました現状経緯ね。計画の策定なり、対象となるこの家屋ね、この辺の関係をもう少しお話をとか確認をさせていただきたいと。そこの中でもね、そこの中でも、やはり少しめり張りをつけてっていうか、早急に取り組みなくちゃいけないというふうな案件もあるということですので、その辺の前後関係なりですね、仮に条例がね、今回できたにしても、やはり皆さんもう先ほど私冒頭言ったように首を長くして待っていると思うんですね。心配、不安っていうのをずっと持ってきたわけですから、やはりそういうところはできるだけ早くこう取り組む必要があるんだらうと思うんですね。そういう意味で、仮にこの条例ができて、何か法定協議会なところで認定されてと言っても、どのくらいそこまで時間かかるのかね。そういうことを含めてちょっとお願いいたします。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。では、具体の特定空家に対する措置ですが、昨年度実施しました計画策定と併せて外観調査ということで特定空家等候補は47件抽出し、さらにその後、一級建築士、専門家による立入り調査を行いまして、23件まで絞り込みを行っているということでございます。ただ、その23件につきましても、その立地の条件ですね、例えばぼつんと一軒家的なものもあれば、道路に近接していたり、隣接家屋に近接していたりというものもございまして、あと先ほど申し上げたとおり、地元地区から対処の要望というものをいただいているものもございまして。

ですから23件を同時進行、並行するのではなくて、さらに一定の要件を持ってできれば数件程度に絞り込みを行って、その認定を行い、重点的にそれらに対応を進めたいと、事例といいますかね、町内での実績というものをつくってから全体的にはまた改めて対応していきたいというような考え方になります。

どの程度の期間を見込んでいるかということですが、当初の考えといたしましては、この条例の施行と合わせて認定ができれば、同日、もしくは施行後、速やかにということでは日程については当初、7月頃、1日頃というようなことを一つの目安にはしていたところではございます。

ただですね、もう少し早く、急ぎというふうなですね議会サイドからのご要望等もあれば、ちょっと4月1日とかについてはなかなか事務的に難しい部分もあるかなと思いますが、少しでも早く着手、認定できるように法定協議会への説明も含めて努力してまいりたいというふうに考えておりますので、7月1日より少しでも前にということでは考えております。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）そのほかございますか。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。それではちょっとお伺いするものです。

47件、23件という特定空家に関してなんですけれども、これが例えばですよ、町がいろいろ審査を経て、町が行政代執行するということになった場合なんですけれども、

これは町にとっても、確かにお金としての痛みが発生するわけでございますよね。それで命令対象者に負担させる費用の徴収について定めるもの等もでございますけれども、これがもし、仮にですよ、難しくなる可能性もあるかと思われるのですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。行政代執行、実際に実施した場合の費用の徴収については、行政代執行法に基づいて実施するということにはなりますが、一方で緊急代執行ですか命令中において応急措置ということも町が実施できる形にはなりません。

その際の費用の徴収についても行政代執行法に準じて行うということを特措法に定められていますので、そこを定めたというところでございますが、仮に資産というか、資力の問題で徴収が困難となった場合どうするかということでございますけれども、それに関してはですね、これも関係法令に基づいて対応していくという以外に申し訳ありませんが現時点ではお答えしようがないかなと思いますので、ご理解いただければと思います。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。今回のようなこの条例制定は本当に私なども一般質問でも申し上げてきたので、とても歓迎すべきことなんですけれども、今申し上げたようなちょっと危惧があるということと、あと全国的にといいますか、例えば、県内、あるいは東北一帯におきまして、この行政執行されているいわゆる行政が代執行されているということがあまり耳に、目にしないのですよ。それで、それは多分各自治体もそういう財政の面でもね、痛みを伴うということもあっての執行がされていないのかなあというような心配があっての今私の質問だったわけなんですけれども、あまり全国的にも、あるいはそういったような施行例というのはいかが感じていらっしゃいますか。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。執行例に関しましては、決してないわけではないということですので、これは実施可能かと思えます。ちょっとそのですね詳しい内容、費用徴収がどうしたかとか、そういった関係につきましては、申し訳ない把握しておりませんが、実施する場合の当面の費用負担としては、国からの補助と、あと町が一旦持ち出しするということにはなりますので、そういった予算関係に関しましても議案と議案として、補正予算ですかね、なり当初予算として議会にご相談しながら対応していくということに今後なろうかと思えます。

議長（菊地康彦君）そのほかございますか。

12番（伊藤貞悦君）はい、議長。用語のですね、解釈の範囲についてお伺いします。例えば空家等の等の部分はどこまで含まれるのか。いわゆる周辺のごみですね、それから住居以外の建物、例えば外のトイレとか、作業場とか、そういうふうなところまで含まれて、この空き家等の適切な管理というふうな部分が遂行されていくのかそのことについてはいかがなのお伺いします。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。では用語の定義ですが、特措法の文言の読み上げでもって回答をいたします。

今、空家等ということでお話ありましたが、事例として特定空家等について、そのまま放置すれば倒壊もしくは保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態。適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状況、状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいうということでございます。

そして直接的な空家等という文言についてですが、建築物またはこれに付随、附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地内、立木その他の土地に定着するものを含むということでございます。

以上でございます。

12番（伊藤貞悦君）はい、議長。ただいまの説明である程度建物というふうに限定されてくるのかなというふうに解釈されますが、地域の住民が、敷地の中のごみとかも含まれますか。結局今、地域の住民が心配するのは、いわゆるごみと称されるものについての心配が大分あると思うんですが、そのところの解釈については、この関係条例条文ではどういうふうになっているのかお伺いしたいところです。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。ごみそのものに関しましては、別の廃棄物関係の法律でもって対応すると。それに関しましても、個人の敷地にあるごみ等に関しては、個人の所有物というような考え方になりますので、それはそちらの法律でもっての対処をするというような考え方になるかと思えます。空家のほうの特措法の中で直接的にごみという部分については直接は読み取ることができないかなというふうに思います。

以上です。

議長（菊地康彦君）そのほかございますか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。いろいろこの件に関しましては、危惧なりね、懸案があるようですが、この件に関しましては、担当の委員会で審査することになって、そこで詳しくですね、説明を受けながら審議するというような形になっているかと思えます。という中で、今言われているようなことはね、その中でさらに深く確認してその条例制定という形になると、そのための委員会の審査ということが決められているわけですが、いるようですが、そういうような説明されたけれどもね。その審査する上での前提となるね。前提と私は思うな。国、まず滑り込むですわけです上位法上位法に基づくものというように説明、あと今出てきた代執行、行政代執行法に基づいて云々っていうことがあって、そこから出発しているのかなということと、と、あともう既に計画がつけられていて、先ほどの説明の中でもね、計画がつけられてそれでこういった内容のものについては対応しているということもあるんですが、その辺の三角、三角関係というか、上位法とあいつと計画、町の計画とね。今後のその条例を策定するための条例は、国の上位法に基づいて大体基づくと、その辺の関係をどのように受け止めて我々たち、審査するところではね、審査すべきなのかその辺をちょっと確認したいと思えます。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。一部ですね、先ほどお答えした内容に重複する部分もございしますが、この特定空家と言われるものに対する対応につきましては、この上位法というか、空家特措法、あと代執行法ですね、に基づいて対処することは、法律のみで可能となっております。ということですので、計画策定とか、できる部分についてはもう既に先に進めてきているということでございますが、一方で、特措法に基づく特定空家への措置、最終的には個人の財産への影響というものを考えますと、こういった先行自治体の事例を参考にしますと、こういった条例でもってこの本町においてもという形になるかと思えますが、こういうことに取り組みますという姿勢、これについて、その個人の財産への影響も含めてご理解を得ることと、あと法律そのものはですね、もっとたくさんの方が、何ていうかちょっと難しく書いてあるので、極力簡易的などいいますか、簡素な形でちょっと構成し直してですね、お示しした。そういったことを通

じてご理解を得て進めたいという形になりますので、この条例のみでもって何か法以外のことができるのか、しようということではなくて、改めて法の範囲内のことを本町でもやりますということをお示して、理解を得るとというのが趣旨になるかと思っておりますので、三角といいますか。そういった関係性にはなりません。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、審査するところでは、そういったところも十分考慮しながら、この条例制定にはね、関与というかしなくちゃならないのかなと思っておりますが、そういうことですね。上位法もある程度審査するほうが上位法も、あるいは代執行方法なんてある程度理解した上で、この我が町の条例をね、定めなくちゃならないということになるかと思っておりますが、そういうことでよろしいのでしょうか。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。お見込みのとおりでございます。計画につきましても、当然、上位法というか、特措法に基づいて、その範囲で策定しておりますので、条例もその範囲に含まれるということでご理解よろしくお願いいたします。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。ちなみに確認します。この計画っていうのは何に基づいて策定されたのでしょうか。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。空家対策等、山元町空家等対策計画につきましては、この空家特措法に基づいて策定をしております。

以上です。

議長（菊地康彦君）そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）それでは、質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。質疑ですか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。いろいろ会期中に定めるっていうのはもう絶対なんですよ。ここで議会としての、あるいは町として何か、付託された委員会でね、責任を持って対応するとしなければならないとしたときに、最初からこの会期をね、決められる、この議会で定めるっていうのはいかがなものかと、私はちょっと今のお話聞いてもね、いろいろ審査する上でね、準備しなくちゃならないものをね、まとめなくちゃならないものを、私は私はね。

以上です。

議長（菊地康彦君）今質疑ありましたが、会期中というような審査という希望であります、これが、結審できなければ、閉会中ということも可能でありますので、ご了承をその辺をご了解いただきたいと思っております。

それではこれでご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第5号については総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

---

議長（菊地康彦君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は3月4日火曜日午前10時開議であります。

午前11時10分 散 会

---